

ニュー・マイホームローン

令和4年4月1日現在

1. 商 品 名	ニュー・マイホームローン																			
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ・ 満 18 歳以上満 70 歳未満で、完済時の年齢が満 80 歳以下の方 ・ 勤続年数が 1 年以上の給与所得者（ただし、法人役員は 3 年以上）、営業年数が 3 年以上の自営業者及び公的年金受給者 ・ 安定継続した収入があり、前年の税込年収が 100 万円（年金受給者は受給額）以上の方 ・ 前年年収に対する他借入金を含む年間元利返済額が、各プランで定める範囲内の方 <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅プランA</th> <th colspan="2">住宅プランB・C・D</th> </tr> <tr> <th>前年年収</th> <th>返済比率</th> <th>前年年収</th> <th>返済比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以上300万円未満</td> <td rowspan="3">40%以内</td> <td>100万円以上300万円未満</td> <td rowspan="2">30%以内</td> </tr> <tr> <td>300万円以上450万円未満</td> <td>300万円以上400万円未満</td> </tr> <tr> <td>450万円以上600万円未満</td> <td>400万円以上450万円未満</td> <td rowspan="2">35%以内</td> </tr> <tr> <td>600万円以上</td> <td>450万円以上600万円未満</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記返済比率を超過する場合は、「住宅プランE」とする ・ 申込人の税込年収が上表の基準に満たない場合は、満 20 歳以上満 70 歳未満でかつ同居予定の安定した収入のある配偶者、親（配偶者の親を含む）、子（子の配偶者を含む）のいずれかの年収を合算することも可能です この場合、年収合算者を連帯保証人とし、年収合算者の年収の 50%以内もしくは 100%以内で年収合算ができます ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 	住宅プランA		住宅プランB・C・D		前年年収	返済比率	前年年収	返済比率	100万円以上300万円未満	40%以内	100万円以上300万円未満	30%以内	300万円以上450万円未満	300万円以上400万円未満	450万円以上600万円未満	400万円以上450万円未満	35%以内	600万円以上	450万円以上600万円未満
住宅プランA		住宅プランB・C・D																		
前年年収	返済比率	前年年収	返済比率																	
100万円以上300万円未満	40%以内	100万円以上300万円未満	30%以内																	
300万円以上450万円未満		300万円以上400万円未満																		
450万円以上600万円未満		400万円以上450万円未満	35%以内																	
600万円以上	450万円以上600万円未満																			
3. ご融資資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人またはその家族が居住しかつ本人が当金庫の営業区域内に所有もしくは取得することを目的とし次に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地付住宅の購入 (2) 住宅の新築 (3) 住宅の増改築、リフォーム (4) 中古物件の購入 (5) 住宅建築のための土地の購入 (6) 当金庫から借入れた住宅ローンの借換え資金 ただし、住宅の新築建て替え、増改築、リフォームに係る資金と合わせ一本化するもの (7) 当金庫以外の金融機関から借入れた住宅ローン等の肩代わり資金 (8) 登記費用、火災保険料等の付帯費用 																			
4. ご 融 資 金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50 万円以上 8,000 万円以下（単位は 1 万円きざみ） 借地借家法上の借地権を敷地の使用権原とする建物の場合は、3,000 万円以下 ・ ご融資金額は、一般社団法人しんきん保証基金が定める担保価額の範囲内とします 																			
5. ご 融 資 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年以上 35 年以内 ただし資金用途ごとに一般社団法人しんきん保証基金が定める保証期間内とします 																			
6. ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利型、固定金利期間特約型、全期間固定金利型の 3 種類から選べます ただし、全期間固定金利型は、当金庫が定めるお取引条件を満たした方に限らせていただきます。お取引条件に関しては、当金庫本支店窓口でお問い合わせください ・ 固定金利特約期間は、当初 3 年、5 年、10 年の 3 種類から選べます なお、固定金利特約期間終了後は原則として変動金利へ移行しますが、特約期間終了前にお申し出いただいた場合は、再度、固定金利期間特約をご利用いただくことも可能です ・ ご融資利率は当金庫が定めた基準金利を適用させていただきます なお、変動金利型の場合は毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日現在の基準金利により、各々 6 月と 12 月のご返済の翌日から新利率を適用させていただきます ・ 変動金利型は固定金利期間特約型および全期間固定金利型への変更はできません ・ 固定金利期間特約型は全期間固定金利型への変更はできません 																			

帯 広 信 用 金 庫

ニュー・マイホームローン

7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等払いと元金均等払いの2種類 ・ボーナス時増額弁済併用が可能です ただし増額分は融資額の50%以内で1万円単位とします ・変動金利型・元利均等払いの場合は、利率変更の都度返済額を変更するものとし、新返済額は新利率、残存元金および残存期間に基づいて算出いたします
8. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただきます なお、保険料は当金庫が負担します
9. 保証人及び担保	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人は原則として不要です ただし、所得合算がある場合等は、所得合算者を連帯保証人とさせていただきます ・一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきます ・ご融資により取得される物件は担保としてご提供いただきます ただし、建物を取得される場合は、土地、建物の双方を担保としてご提供していただきます ・担保は原則抵当権扱いとします（原則第1順位） 担保にご提供していただいた不動産（建物）には、当金庫の基準により評価した価額以上を保険金額とする火災保険にご加入いただきます
10. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料はご融資利率に含まれています ・不動産担保事務取扱手数料1件22,000円（消費税込）が必要です ・固定金利期間特約の再締結時には、固定金利再設定手数料5,500円（消費税込）が必要です ・条件変更（割賦金見直しまたは期間変更のともなうもの）を行う場合は、条件変更手数料11,000円（消費税込）が必要です ・期限前一括返済または一部繰上返済を行う場合は、返済元金に対し0.550%（消費税込）の手数料が必要です 但し、55,000円（消費税込）を上限とします
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください ・紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のご融資利率に関しては、当金庫本支店窓口でお問い合わせください ・返済試算表をご希望の方は、当金庫本支店窓口でお問い合わせください お客様が申し出た条件での返済額を試算いたします

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。

帯広信用金庫